

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 目次

○	港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年港区条例第二条）（第一条関係）	1
○	公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例（平成十四年港区条例第二条）（第二条関係）	2
○	外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年港区条例第十一号）（第三条関係）	4
○	港区職員の分限に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十一号）（第四条関係）	6
○	港区職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十二号）（第五条関係）	8
○	港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年港区条例第十七号）（第六条関係）	9
○	港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）（第七条関係）	10
○	港区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年港区条例第三十七号）（第八条関係）	13
○	港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）（第九条関係）	14
○	港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十六号）（第十条関係）	17
○	港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年港区条例第三十七号）（第十一条関係）	18

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>(後略)</p>
---	--

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(法第十条第一項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第九条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、第二条第二項各号に掲げる職員及び地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になっている職員とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第十一条(第五項及び第六項を除く。)の規定を準用して計算する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(法第十条第一項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第九条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、第二条第二項各号に掲げる職員及び地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になっている職員とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第十一条(第五項を除く。)の規定を準用して計算する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の出遇等に関する条例新旧対照表（第三条関係）

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 任命権者は、区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議の上、区規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定により派遣することができる職員から除かれる法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条に規定する条件付採用になつてゐる職員（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 任命権者は、区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議のうえ、区規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定により派遣することができる職員から除かれる法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条第一項に規定する条件付採用になつてゐる職員（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）</p>
--	--

四 (略)

五 地方公務員法第二十八条第二項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十七号）第二条各号のいづれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号のいづれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(後略)

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

四 (略)

五 地方公務員法第二十八条第二項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十七号）第二条各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(後略)

港区職員の分限に関する条例新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(休職の期間)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 法第二十二條の二第一項に規定する會計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項前段中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、同項後段中「三年に満たない場合」とあるのは「当該任命権者が定める任期に満たない場合」と、「三年を超えない範囲内」とあるのは「当該任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(復職)</p>	<p>(前略)</p> <p>(休職の期間)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(復職)</p>

第六条 第四条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する
場合を含む。）及び第四項に規定する休職期間中であつても、その
事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければ
ならない。

2 (略)

(後略)

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

第六条 第四条第一項及び第三項に規定する休職期間中であつても、
その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなけ
ればならない。

2 (略)

(後略)

港区職員の懲戒に関する条例新旧対照表（第五条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の範囲で給料（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については報酬（港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第 号）第十八条第一項のパートタイム会計年度任用職員の報酬をいう。））の五分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>（前略）</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の範囲で給料及び暫定手当の合計額の五分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>（後略）</p>

港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表（第六条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第二条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員にあつては港区教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員にあつては、次の各号に掲げる場合のうち、任命権者が別に定める場合に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第二条 職員は次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員にあつては港区教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表（第七条関係）

改正案

現行

<p>(趣旨) 第一条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(年次有給休暇) 第十三条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。)(これらの者を第十五條第一項において「常勤の臨時的任用職員」という。)の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。</p>	<p>(趣旨) 第一条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長及び教員に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(年次有給休暇) 第十三条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>
--	--

(中略)

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

二 常勤の臨時的任用職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

2 (略)

(中略)

(中略)

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 (略)

(中略)

(育児休業に伴い臨時的に任用される職員等に対する特例)

第十八条 地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用される職員(常時勤務を要するものを除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

2| 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、区規則及び港区教育委員会規則で定める。

(後略)

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(臨時職員に対する特例)

第十八条 臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

(後略)

港区職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表（第八条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(配偶者同行休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 次に掲げる職員は、配偶者同行休業をすることができない。</p> <p>一 法第二十二條に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>二 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(配偶者同行休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 次に掲げる職員は、配偶者同行休業をすることができない。</p> <p>一 法第二十二條第一項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>二 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第九条関係）

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第十五条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第二号イ及びロのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員にあつては当該会計年度任用職員について割り振られた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、</p>	<p>(前略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第十五条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p>
--	---

三十分を単位として行うものとする。

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則及び港区教育委員会規則（以下「勤務時間条例に基づく区規則等」という。）の規定により当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例に基づく区規則等の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業における給与の減額)

第十六条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第十四条第一項、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九条第一項並びに港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その勤務しな

2 (略)

(部分休業における給与の減額)

第十六条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第十四条第一項及び港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十八条及び幼稚園教育職員給与条例第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

い一時間につき、給与条例第十八条、幼稚園教育職員給与条例第二十二條並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては勤務一時間当たりの報酬額）を減額して給与を支給する。

（後略）

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（後略）

港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第十条関係）

改正案	現行
<p>(通則)</p> <p>第一条 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>(通則)</p> <p>第一条 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p>

港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例新旧対照表（第十一条関係）

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第二条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のいずれかに該当する休日又は代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</p> <p>イ 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十条及び第十一条の規定による休日又は勤務時間条例第十二条の規定により指定された代休日</p> <p>ロ 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第十二条及び第十三条の規定による休日又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十四条の規定により指定された代休日</p> <p>ハ 勤務時間条例第十八条第一項の規定に基づき任命権者が定め</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第二条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十条及び第十一条又は港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十四条の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</p>
--	--

<p>る休日又は代休日</p> <p>二 勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則又は港区教育委員会規則の規定による休日又は代休日</p> <p>三 次のいずれかに該当する年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>イ 勤務時間条例第十三条第三項の規定により与えられている年次有給休暇</p> <p>ロ 幼稚園教育職員勤務時間条例第十五条第三項の規定により与えられている年次有給休暇</p> <p>ハ 勤務時間条例第十八条第一項の規定に基づき任命権者が定めるところにより与えられている年次有給休暇</p> <p>ニ 勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則又は港区教育委員会規則の規定により与えられている年次有給休暇</p> <p>四 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>三 勤務時間条例第十三条第三項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十五条第三項の規定により年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>四 (略)</p> <p>(後略)</p>
---	---